

喀痰吸引 Q&A (R3.10.19 厚生労働省)

【質問】

唾液の吸引だけが必要な利用者への実地研修（唾液のみで痰の吸引は行わない）をもって、1号、2号の実地研修を修了したこととして良いか。

【回答の共有】

口腔内の喀痰吸引とは対象者の口腔内に滞留する痰を吸引することを想定しています。

痰吸引の一連の過程において唾液の吸引も合わせて行われることも想定されますが、当該制度は唾液のみの吸引を対象とした制度ではありません。

また、一般的に痰は唾液よりも口腔内の奥に滞留することから、リスクの観点からも実際の痰吸引行為を実地研修として行うことが求められます。

このことから、唾液の吸引だけが必要な利用者の方の実地研修をもって1号、2号の実地研修の修了と認める事は不適切であると考えられます。